税理士の皆さまへ

相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の７つのポイントを裏面で紹介

相続税e-Taxが便利！！

相続税の申告の**約７割**がe-Taxを利用！

※令和８年３月末現在の利用率です。

相続税のe-Tax申告は、手続き簡単でメリットたくさん！

複数人分の利用者識別番号を一度に確認できます！

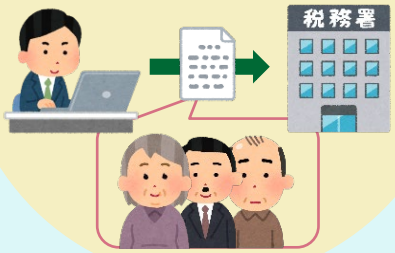

委任関係の登録を行った相続人のマイページ情報から「贈与税申告情報」等を確認できます！

ペーパーレスですっきり！

＼郵送料や印刷代削減／

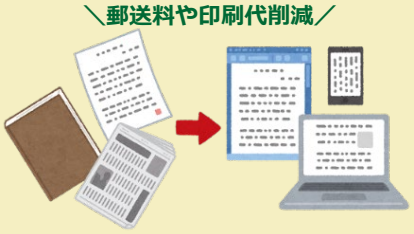

添付書類をPDFで送信

未成年者、非居住者に係る申告等データも代理送信可能！

申告書の提出日時など、提出状況を受信通知から確認できます！

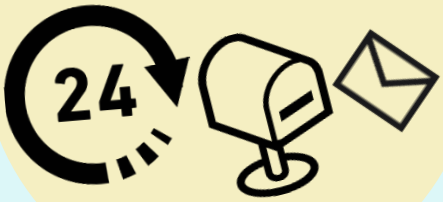

※メンテナンス時間を除きます

「相続税e-Tax特設サイト」をご活用ください！

相続税e-Tax 特設サイト

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を国税庁ホームページに掲載しています。

Check！ 閲覧はこちらから

相続税e-Taxを利用する場合の 7つ のポイント

申告書作成前の相続人への説明時

❶ 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は**「変更等届出書」**をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡

※　パスワードリセットしなくても確認できます。

「変更等届出書」の入力方法

❷ 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で**「委任関係の登録」**を実施

※　「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ情報やメッセージボックスなどの参照権限が税理士に付与されます。

委任関係の登録方法

相続税申告に必要となる資料の収集時

❸ 相続人のマイページ情報から「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ情報**を参照
- 「贈与税関係」メニューから過去にe-Taxで送信された**贈与税申告情報**を確認

※　令和８年９月下旬(予定)から、**書面提出分も含めた、相続時精算課税の適用状況**や**申告書の提出状況**などを、確認できるようになります。

マイページの贈与税申告情報

❹ 収集した書類はＰＤＦで保管

- 相続人から預かった書類や、金融機関などから収集した書類はスキャンして**PDFで保管**

相続税申告のe-Tax送信時

❺ 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール**でも送信可能
- １回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）

イメージデータで送信可能な添付書類

❻ 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時は**いつでも**確認が可能

※　メンテナンス時間は除く。

相続税の納付時

❼ 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等の**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能

※　ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。
登録手続きには約１か月（e-Taxにより提出した場合は約１週間）程度要しますので、納付が見込まれる場合には、事前にご準備いただくことをおすすめします。

納付手続の詳細はこちら

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
  e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。
  e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
  e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　0570-01-5901
  受付時間：月～金曜日　9：00～17：00（休祝日及び12月29日～１月３日を除く）

e-Taxに関するお問い合わせ先

国税庁　法人番号7000012050002

令和８年５月